

徳川幕府前期の織物寸法統制について：法令と順守の状況

藤原, 正克

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

80

(開始ページ / Start Page)

180

(終了ページ / End Page)

163

(発行年 / Year)

2018-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014586>

徳川幕府前期の織物寸法統制について

―法令と順守の状況―

はじめに

本稿は、徳川幕府が近世前期に公布した絹・紬・木綿などの織物の寸法統制に関する法令（以下「織物寸法統制令」という）とその順守状況について考察しようとするものである。

幕府の法令については、石井良助氏、高柳眞三氏らによる法制史研究がある¹。また、小倉宗氏は、「法とは、国家をはじめとする組織立った権力によって強制される社会規範」「制定・発布する主体や伝達・適用される対象、使用される文書の様式や形態などの形式面にも留意する必要がある」とし、「①幕府（江戸）の法だけが全国に一元的に貫徹するのではなく、それぞれの藩が独自に法を定め、②幕府のなかでも、統一政権としての全国令のみならず個別領主としての幕領令が出され、しかも各地の役所ごとに江戸と異なる法が行われた。さらに、③幕府や藩などの領主が住民を支配するための法（統治の法）を定めるだけでなく、村や町といった住民の集団が自らの生活・生業を維持するための法（自治の法）を立てるなど、近世の法は多層的・重層的に存在していた」と述べている²。村上直氏は、「江戸幕府の政治は法度政治といわれるように数多くの法令・布達が制定公布されたが、これが幕府の上意下達の組織原理を強化していくために重要な役割をはたしたといつてよい」と説明している³。

人文科学研究科 史学専攻
修士課程二〇一五年度修了 藤原 正克

澤登寛聡氏は、木綿織物を対象として、「幕府の全国的法支配が、実際に藩の法秩序として形成・成立するには、そこに民衆の如何なる諒解と忌避の主体的契機が前提とされていたのか、また、それは、社会・経済構造の如何なる変動と結び付いていたのか」を課題として「家綱政権後半期に発布された織物統制令の性格を、幕府と藩の関係を観点として確定する」としている。

そして、「幕府の織物統制令は、実際の法的強制装置を持つ藩の法秩序による支配として実現されるが、しかし、また、藩の法秩序の成立も城下町の町人の木綿改判制度と織物統制令に対する主体的諒解を前提とする」との見解を示している⁴。木綿織物の寸法統制に関して極めて重要な指摘であり示唆に富んでいる。このなかで同氏は、初めに『徳川禁令考』⁵（明治初年司法省編纂による江戸幕府法制史料集）に記載されている織物寸法統制令をとりあげ、法文および添書の分析から公布の適用対象・範囲について考察している。西村綏子氏は、幕府法における衣服規制の変遷について研究している。このなかで、織物の寸法統制については『徳川禁令考』に記載の法令をとりあげてその変遷について考察している⁶。

筆者は先に、澤登氏⁷、西村氏⁸、藤井美穂子氏⁹らの先行研究に学び、近世中期以降の武州絹布で、買主（都市呉服問屋）が要求する絹織物の長さや幅が、幕府が寛文四年に公布したとされる法令に比して短尺であったこと、

一方、売主（生産農家）が織り出す絹は、買主の要求よりもさらに短尺品が混在していた実態を見た。これらことから、織物寸法統制令がいつ頃、なぜ、有名無実化したのかについて考察した¹⁰。ただし、近世前期に織物寸法統制令が公布されて以降中期に至るまでの間にどのような順守状況があったのかは今後の課題とした。

前述の澤登氏・西村氏・藤井氏らの先行研究は、いずれも『徳川禁令考』に記載されている織物寸法統制令のみを対象としていること、実際に公布されたか否か史料批判していないこと、その他の法令集と法文を比較・検討していないなどの問題点がある。『徳川禁令考』は、偽法令の混入が指摘されることから史料批判が必要と考える。

そこで本稿では、『徳川禁令考』および各種法令集について織物寸法統制令記載の有無と法文および添書を比較・検討し、実際に公布されたか否か検証することを第一の課題とする。ついで、公布が確認された法令の順守状況について検討することを第二の課題とする。さらに、後世の年代記・編纂物・考証的随筆などがとりあげている寛文五年の定めについて、その背景を考察することを第三の課題とする。

一 織物寸法統制令

ここでは、徳川幕府が公布したとされる織物寸法統制令について史料批判を行うこととする¹¹。

表一は、徳川幕府前期の織物寸法統制令と典拠の一覧（相互に引用関係にあるものを含む）である。

まず、寛永二年（一六二五）の法令（以下「寛永二年令」という）から見ていく。これは、表一によれば『憲教類典』（近藤重蔵編纂による慶長〜寛政までの幕府法令集）にのみ見ることができ、その法文と添書はつぎのように

なっている。

【史料一¹²】

定

一 絹紬之事

壹端に付長大工かねにて三丈式尺

幅壹尺四寸之事

一 布木綿之事

壹端に付長大工かねにて三丈四尺

幅壹尺三寸之事

右織物之寸尺如此御定之上は長幅不

足之絹布売候におゐてへ来年

四月朔日より見合候者可取之者也

仍執達如件

寛永二年八月廿七日 奉行

これによれば、絹紬布木綿の長さや幅を定めている。そして、来年四月朔日からは、長さや幅不足の絹布を売った場合、それを取り上げるとしている。年月日とともに発布主体が「奉行」と書かれており、適用対象・範囲について、幕府直轄領の代官を対象としているものと思われる。ただし、他の法令集にこの法令が見いだせないことから、実際に公布されたか否か定かではない。

つぎに、寛永三年（一六二六）の法令（以下「寛永三年令」という）を見る。これは、表一によれば『徳川禁令考¹³』、『御当家令條¹⁴』（私撰江戸幕府法令集）、『東武実録¹⁵』（徳川秀忠の事蹟を収める）、『憲教類典¹⁶』、『教令類纂¹⁷』（宮崎成身私撰の幕府法令集）、『徳川実紀¹⁸』（官撰の將軍実録）、『徳川十五代史¹⁹』（内藤耻叟による幕府政治史書）などに記載されている。

表二によればその法文および添書きは近似している。なお、『徳川十五代史』と『徳川実紀』について、前者は典拠を示していないこと、また、後者は典拠を示しているものの誤記の多いことで知られているので慎重な取り扱いが必要である²⁰⁾。

複数の典拠を示している『教令類纂』によればその法文と添書はつぎのようになっている。

【史料二²¹⁾】

定

一 絹紬之事

老端ニ付而長大工かねニ而三丈式尺幅老尺四寸

一 布木綿之事

老端ニ付而長大工かねニ而三丈四尺は、老尺三寸

右織物之寸尺如此御定之上者長は、不足之絹紬布木綿売候におおて

ハ来年四月朔日方見合候もの可取之者也

寛永三年寅十二月七日

右條令 梶三本御制法 諸法度 令條記

旧令集 御触書 東武実録

この寛永三年令について、『徳川実紀』は四つの典拠（国師日記、東武実録、條令、令條記）を示したうえでカッコ書で、「紀年録²²⁾には。此令前年に出たり。今は東武実録。條令。令條記等によりて今年に係る」と記しており、編纂時に寛永二年と同三年のどちらが正しいか検討した跡がうかがえる。寛永二年、寛永三年と立て続けにだされたのか、それともどちらか一方だけなのか。両令とも法文および添書が極めて類似していること、寛永二年令は、『憲教類典』のみに見られるのに対して、寛永三年令は、『教令類纂』が複数

の典拠を示しつつ掲載していること、その他の法令集にも見ることができることから、本稿は寛永三年令一本と考えたい。発布主体について、寛永二年令では「奉行」とあったが、寛永三年令ではとくに記されていない。このことから、適用対象・範囲について、幕府直轄領のみならず藩領も含むように変更したのかも知れない。このことに関し先行研究は、『徳川禁令考』に記された寛永三年令の添書および『徳川実紀』の記述から、「幕府の奉行・代官ならびに藩を直接の対象とした法令で、民衆をも直接の対象としたものではなかったと推定できる」としている。さらに、「水戸藩では、寛永三年一二月の織物統制令に基づく木綿織物の寸法統制にも拘わらず、それが容易に遵守されなかった点を踏まえ、再度『市町』で取引する木綿の寸法を規定通りに遵守する様にとの法令を出し、違反する木綿を没収することとした」と述べている²³⁾。ただし、表一に示したように金沢藩『加賀藩史料²⁴⁾』にこの法令を見出ししていない。同藩史料は天文七年（一五三八）から幕末までの諸事項を所収する大部のものであり、重要な法令の欠落は考えにくいのではない。さらなる調査が必要かと思われる。いずれにせよ、寛永三年令は（相互に引用関係にあるものを含む）複数の法令集に記載されていることから公布されたものと考ええる。

なお、法文のなかで、ものさしは「大工かね」とある。これは度量衡の制定には確かなものさしが必要となるためであり、建物用ではあるものの長さの変化しにくい鉄製の曲尺（大工かね）²⁵⁾を選択したものと考えられる。つぎに、寛永八年（一六三二）の法令（以下「寛永八年令」という）を見たい。これは、『東武実録』につきのように記載されている。

【史料三²⁶⁾】

定

一 絹紬之事

沓端二付長サ大工かね三丈四尺

ハヽ沓尺四寸事

一布木綿之事

沓端二付長サ大工かね三丈四尺

ハヽ沓尺三寸事

右織物之寸法如此御定之上長サ

不足之絹布売候においてハ見

合候輩可取之者也

寛永八年四月十八日

これによれば、絹紬の長さが寛永三年令の三丈二尺から三丈四尺へと長くなっている。

表一によれば寛永八年令は、『東武実録』にしか見いだせない『教令類纂』にも記載されているが典拠が『東武実録』であること、『徳川実紀』にも記載されているがその典拠が、『日記』、『東武実録』となっている。『日記』とは江戸幕府日記のことであるが、姫路酒井家本の寛永八年の項には見出せない。幕府側史料が存在しない場合、藩側史料から見ていくことが必要となるが、『加賀藩史料』には見出せない。寛永八年令は、絹紬の長さを三丈四尺に変更するために立案されたものと推定されるが、公布されたか否か定かではない。

つぎに、寛永一三年（一六三六）の法令（以下「寛永一三年令」という）を見ていく。これは表一によれば、『徳川禁令考』にのみ見ることができその法文と添書はつぎのようになっている。

【史料四²⁷】

三七六二 絹紬布木綿寸法之事

覚

一絹紬之事、一端二付、長サ大工かねにて三丈四尺、幅一尺四寸、はし

めハ三丈二尺たりといへとも、寛永八年二直之四尺二成之事、

一布木綿之事、一端二付、長サ大工かねにて三丈四尺幅一尺三寸、

右、織物之寸尺、如此御定之上、長幅不足之絹布売者有之ハ、来年四月

月一日より見合候者可取之者也、

寛永十三年十二月七日

引書 古今制度集

この法令を詳細に見てみると、寛永三年令が「定」であるのに対して、これは「覚」となっていること、法文のなかで寛永八年令にふれて絹紬の長さを三丈四尺に変更していることなどを除けば、日付が寛永三年令とまったく同一の一月七日となっている。添書については、寛永三年令の「右織物之寸尺、如此御定之上ハ、長幅不足絹布売候におみては、来年四月朔日より見合候もの可取之者也」（表二『徳川禁令考』）に対して、「右、織物之寸尺、如此御定之上、長幅不足之絹布売者有之ハ、来年四月一日より見合候者可取之者也」（両方とも傍線筆者）とあり、傍線部がわずかに異なるのみであとはほぼ同文である。

これらのことから、これは、寛永三年令および東武実録（寛永八年令）を参照しつつ検討された覚と考えられよう。なぜならば、寛永三年令から一〇年を経て、まったく同一の月日と極めて類似した添書は考えにくいからである。幕府側の姫路酒井家本、金沢藩や会津藩、各種法令集にも見られない。以上のことから、寛永一三年令は、絹紬の長さ変更を企図して検討されたと思われるものの、本稿では、公布されなかったものと考ええる。

つぎに、寛文四年（一六六四）の法令（以下「寛文四年令」という）について検討する。

これは、『徳川禁令考』、『御触書寛保集成』²⁸（江戸幕府評定所編纂）、『御当

家令條²⁹、『憲教類典³⁰』、『教令類纂³¹』、『大成令³²』(江戸前半期の幕府法令集)、『江戸町触集成³³』(江戸の町触を所収)、『江戸幕府日記(柳営日記)³⁴』(幕府の公務を記録)などに見出すことができる。それらの法文および添書は、表三に示したように近似している。

『御触書寛保集成』によればその法文と添書はつぎのようになっている。

【史料五³⁵】

九二二 寛文四辰年七月

定

一 絹紬之儀、老端ニ付て大工のかねにてたけ三丈四尺、はゝ老尺四寸たるへき事、

一 布木綿之儀、老端に付て大工のかねにてたけ三丈四尺、はゝ老尺三寸

たるへき事、

右之通、此以前より被相定之處、近年みたりに有之間、向後書面之寸尺

より不足に織出すともから於有之は、可為曲事、来巳歳秋中より改之、

不足之分見出次第可取之間、諸国在々所々におゐて可存其趣者也、

七月

法文を詳細に見ていくと、まず絹紬の長さが寛永三年令の三丈二尺から三丈四尺に変化している。

「近年みたりに有之間」とあることから、当初は順守されていたものの、近年になって順守しないものが増えてきたと思われる。つぎに適用対象・範囲であるが、「諸国在々所々におゐて可存其趣者也」とあることから、全国を対象としていることが示唆される。藤井氏は、「全国令であるか否かを類別する場合、幕府側の史料、藩側の史料、法令の内容自体の三つの点から分析」と述べている³⁶。この観点に沿って見ていくと、幕府側の『江戸幕府日記(柳営日記)³⁷』に見られること、また、『会津藩 家世実紀³⁷』の寛文四年七月

十三日の条に、『加賀藩史料³⁸』の同年九月四日の条にも見られる。これらことから複数の藩に伝わっていることを確認することができる。また、先行研究は寛文四年令が、「奉行・代官・私領主のみならず、町人・百姓を含む全ての民衆を対象として」触れていると『正宝事録』を引用して例証している³⁹。本稿では、『正宝事録』を主体とする『江戸町触集成』を参照したが、その添書は表三からもわかるとおり民衆をも対象としていることが確認できる。

以上、第一番目の課題、すなわち、各種法令集に見出した五つの法令について史料批判してきた。まず、寛永二年令は、これを寛永三年令と関連付けて見た場合、『徳川実紀』がその編纂過程で検討したように、寛永三年令一本と考えるのが自然であろう。寛永八年令は、公布されたか否か定かでないこと、寛永一三年令は、公布されなかったものであると考えられること、寛文四年令は、全国を対象として公布されたものであることを確認した。では、寛文四年令をうけた各藩の対応はどのようであったのだろうか。次章で見ていく。

二 織物寸法統制令と各藩の対応

二・一 金沢藩

ここでは、金沢藩の絹における織物寸法統制令の順守の状況を見ていく。北陸方面で織出される絹、すなわち大聖寺絹・城端絹・小松絹などは加賀絹と総称された⁴⁰。加賀絹は古くから宮中または公卿方の御用品とされてきた。このなかで小松絹は慶安承応年間(一六四八〜一六五四)に京都や江戸へ年間一〇万疋を販売している⁴¹。

寛文四年令を受けて金沢藩の対応はつぎのようであった。

【史料六⁴²】

九月四日。幕府の令により織物の寸法を改むべきを小松町等に令す。

〔小松旧記〕

定

(法文・添書は、史料五とほぼ同文のため省略)

辰七月十三日

右公儀御定書之御写之趣、小松町並其外私裁許中江急度可申渡旨

奉得其意候、以上。

九月四日

久津見忠兵衛

小幡宮内様

横山左衛門様

長九郎左衛門様

本多安房様

小松より上げ申絹、今度公儀より被仰出寸尺調上可申旨、御紙面之通
得意存候。併此秋初より上り絹百疋計、先年之通に致用意、明日持参
仕筈に御座候。今度之絹者御請取可被遣候哉、但為織替上可申候哉。
左候者当年中に者、只今被仰出之寸尺之絹は出来仕間敷与存候。機道
具只今拵申躰に御座候。此度之絹者、今度被仰出無之以前より用意仕
絹之事に候間、御請取可被成候哉。両様之様子御報に可被仰聞候、以
上

九月廿日

久津見忠兵衛

水原清左衛門様

半田五郎右衛門様

辻 平之丞様

当廿日之御状令拜見候。小松より上申絹、先書申進候通、今度御定之
寸尺に出来上申様可被仰渡候。来る夏中迄之内に上げ申候得ば能御座
候。跡々之寸尺に仕上絹心当に而調申由、方々より断申候得者、向後
者一疋茂此跡之寸尺に而者上げ申義不罷成候間、其段可被仰渡候、以
上。

九月廿一日

辻 平之丞

水原清左衛門

半田五郎右衛門

久津見忠兵衛様

これによれば、七月十三日付の寛文四年令に対し、久津見忠兵衛（小松町
奉行）は九月四日付で小幡宮内ら加賀藩士⁴³にこれを触れたいと願い出てい
る。さらに、九月二〇日付で、すでにこれまでのとおり（の寸尺で）織上が
っている絹百疋ばかりを（定に適合するように）織替えさせるべきか否かを
問うている。これに対し、九月二二日付で辻平之丞⁴⁴から久津見忠兵衛へ、
来年夏までに定の寸尺に織り上げれば良いとの判断が下されている。
年が明け、寛文五年八月三日に町会所はつぎのように触れている。

【史料七⁴⁵】

八月三日。小松町の製絹にして在来の幅によるものゝ売買を禁ず。〔小松
旧記〕

覚

一、如何様之絹に而茂、本幅絹之分者、金沢より被仰出候迄者、上方江
為登申事茂、当地に而之売買茂、堅御停止に候事。

一、新幅絹之分者、何時に而茂荷持に為登被申候共、当地に而売買被致
候共、勝手次第に候。

若自分に人被登候者、町会所江可及案内候。見届為登可申候。自然案内無之為登候者可為越度候、以上。

巳八月三日

町会所

これによれば、町会所が寛文四年令に従わない幅の絹を流通させないと(絹屋中に)強く警告している。これは先行研究の、町人の主体的諒解を前提とするという指摘と符合している⁴⁶。

それから一七年後の天和二年(一六八二)十月二十八日には、小松町の絹判押と肝煎らがつぎのように上申している。

【史料八⁴⁷】

十月廿八日。能美郡小松の絹業者、製絹の長さに関して上申す。「小松旧記」

御召絹尺に長短御座候旨御吟味に付申上候。

- 一、御召絹幅、金ざしに而一尺四寸、長六丈八尺に織上可申旨、寛文四年に小松町絹屋中江御触御座候に付、何れも絹屋中六丈八尺之機へを拵織上候得者、打ちづめ、一疋に一尺五寸・二尺充御定に不足仕申に付、其節小松町御奉行久津見長兵衛様被聞召、向後七丈之機へを拵為織、御絹者六丈八尺より七丈迄上げ可申旨、私共に被仰渡候に付、唯今迄右之通奉存、六丈八尺より七丈迄之御絹上申候、以上。

天和二年十月廿八日

小松町絹判押宮丸屋	七兵衛
同 開発屋	八右衛門
同 肝煎	善右衛門
同	甚左衛門

同 十兵衛
同 四郎兵衛
同 喜兵衛

小松町御奉行所

これによれば、御召用の絹については、寛文四年に、曲尺にて幅一尺四寸長さ六丈八尺に織り上げるよう触があったとしている。これまで見てきたように寛文四年令は、一反につき長さ三丈四尺となっていた。ここで六丈八尺とあることは二反分の長さを表しており、流通の単位が「反」から「疋(匹)」表示に変化していることをうかがわせる。そして当時の町奉行からは、(法令順守のためには)縮を考慮して七丈に織り上げるよう言い渡されそれを守ってきたと絹判押らが報告をあげている。ここで絹判押とは、丈尺幅改と改判の役を請け負った人々である。では、このような丈尺幅改はいつ始まったのであろうか。『石川縣絹業史』は、前田家三代利常が、「殊に製絹の道に意を留め寛永十四年四月絹道会所を小松町に設け」と記している⁴⁸。これら一連の動きが基礎となつて、天和二年時点で寛文四年令の順守体制が金沢藩と町人の合意のもと継続しているといえよう。

以上、見てきたように金沢藩では、主として上方向けの絹を織出していたためか、寛文四年令を徹底して順守しようとしていたことがわかった。

二・二 浜松藩

浜松藩では、宝暦十年(一七六〇)五月に松平伯耆守から木綿の幅尺に関して、年々不足しているとして、前々の如くくじら尺にて幅九寸、丈二丈六尺に織出し売買するように触書を出している。

【史料九⁴⁹】

木綿幅尺之儀、松平伯耆守様御領地之節被仰出有之候处、近年幅尺共

二不足ニ相聞候如、前々くじらさしにて幅九寸丈ケ式丈六尺織出売買可致候、右之通被仰出 奉承知候、村中惣百姓末々迄不洩様可申聞候旨御触書奉畏候、以上、

宝曆十庚辰年五月

右之通木綿幅尺之儀被仰出候、御領分村々ニ而織り出候もの、自今幅尺御定之通ニ御改売買いたし候様、百姓末々迄不洩様ニ申合心得違無之様可申付候、右帳面村下江庄屋印形いたし早々相廻留り村方可被相返候、以上、

五月四日

上田藤右衛門

入ノ村七日二次申候、

これによれば、「前々」とあることから、藩は、以前に長さや幅を定め当初は順守されていたものの、宝暦期に至り年々順守の割合が低下してきたものと思われる。

二・三 会津藩

ここでは、会津藩における織物寸法統制令と絹織物について、先行研究⁵⁾との重複を恐れずに概観したい。

『会津藩 家世実紀』（初代から七代藩主に至る正史）によれば、寛文四年七月一三日の条に、「絹紬布木綿長幅之制従公儀被仰出」で始まり、寛文四年令（史料五）とほぼ同文が記載され、「従公儀被仰渡候ニ付、御領内一統御定之通相守候様、急度被相触」と記されている。このことから同藩では幕府法令に従おうとしている姿勢が見て取れる。ただし、御蔵入伊南伊北でこれまでに織り出してきた布の長さや幅が尺不足であることから、御蔵入郡奉行関藤右衛門や御蔵入御代官安田源兵衛が伊南古町郷頭外記という者に順守の可

否を尋ねている。その結果、幕府法令通りに織出す場合、長さについてはとくに問題はないものの、幅を広くすることは難儀としつつも「三四年も御法度之通、幅を延仕馴候ハ、其後ハ連々鍛錬可仕候間」との意見を得て実施に臨んでいる。

以上、第二番目の課題、すなわち、徳川幕府が前期に公布した織物寸法統制令と一七世紀〜一八世紀にかけての各藩の対応を見てきた。

絹については、金沢藩が、従前から品質確保に重点をおいてきた経過もあり、寛文四年令が公布された直後から厳しく順守する方向で動いている。会津藩では、寛文四年令を慎重に検討し、数年かかるとしつつも御蔵入伊南伊北に順守を触れている。

浜松藩では、宝暦一〇年に、年々短尺化しているとしてくじら尺にて幅九寸、丈二丈六尺に織出し売買するよう触れている。寛文四年から実に九六年経過している。この理由について、「恐らく初めの中は百姓が綿を作り、糸に引き織物に織って自家用に供したものが、宝永の頃に至っては行商人に買取られて近郷に売り広められ、又は市に売られるようになり、行商人又は仲買の勧誘により次第に普及発展して、地方の一物産の性格を持つに至り、領主は其の規格を定める必要を生ずるに至ったのであろう」としている⁵⁾。先行研究は、会津藩が「藩の支配領域の固有の社会・経済構造に規定されざるをえない点に特徴があった」としているが、浜松藩でも同様であったといえよう。

幕府の権威や法による上意下達をどのように考えれば良いのか。この点についてはさらなる検討が必要であるように思われる。

なお、木綿の丈尺幅に関して、浜松藩では、くじら尺にて幅九寸、長さ二丈六尺を触れたとある。寛永三年令や寛文四年令が指定した「大工かね」が

いつ頃から、なぜ「鯨尺」に変化したのであろうか。これら寛文四年令の長さや幅と藩における実態との乖離、ものさしの問題については次章で検討する。

三 寛文五年の定について

『西陣史』によれば、織物の丈尺について、「寛文四年にはその制令の違乱を禁じ、更に五年七月には絹布の長さを改めて二丈六尺を以て端と定められた」と述べている⁵³。また、『埼玉縣秩父郡誌』は、織物業並秩父絹織物の略沿革のなかで、「四代將軍家綱の時絹・木綿の長さ 二丈六尺を以て 一反の長さとして定めらる」と記している⁵⁴。さらに、『日本財政経済史料』には、衣服の項で、「寛文五年乙巳正月 日 一 同年の秋、木綿・布の丈を二丈六尺に定め玉ふ」（『玉露叢十八』）とある⁵⁴。

一方、年代記・編纂物・考証的随筆を見てみると、斎藤月岑著『武江年表』⁵⁵は、寛文五年（一六六五）乙巳の条に「秋、絹布の長さ二丈六尺に定めらる」、菊岡沾涼著『本朝世事談綺』⁵⁶は、「一端定尺 寛文五年に、絹布一端の長さ二丈六尺に定めさせらる。当世の衣服、此定尺にてはみぢかし」などと記しているがその多くは背景・理由・考察などを加えていない。いずれにも共通して見られるのは「定め」としていること、幅については記されていないことである。また、表一に示した各種法令集には寛文五年の定めは見えない。

喜多村信節著『嬉遊笑覧』は、つぎのように記述している。

【史一〇⁵⁷】

絹布丈尺「続日本紀」和銅七年二月庚寅制、以商布二丈六尺為段、衣服にも昔は曲尺を用ゆ、寛文四年甲辰七月十二日、絹紬の事大工曲尺にて長三丈四尺巾一尺四寸、木綿の事大工曲尺にて長三丈四尺巾一尺三寸、

右之通跡々より御定の処、近年猥に有之間向後此寸尺より外不足に織出すに於ては可為曲事云々、是を流布の年代記には寛文五年絹木綿の丈を二丈六尺に定むとあるは誤なり

以上のことから、寛文五年令については情報錯綜の感がある。多くの年代記・編纂物・考証的随筆のなかには先例をそのまま転写したものもあるかも知れない。しかしながら、これだけ多くの人々が関心を寄せていることからなんらかの事情があったのであろう。

「都田村年代手鑑」（下都田村〈現浜松市〉の庄屋職金原家の記録）によれば、五巳（寛文五年の意）の項に、「きぬもめんの丈を二丈六尺二定」と記録されている⁵⁸。このことにより、『嬉遊笑覧』の指摘する「是を流布の年代記には寛文五年絹木綿の丈を二丈六尺に定むとあるは誤りなり」は否定されることになろう。

そこで、本稿では定の内容について考証している『本朝度攷』と『守貞謾稿』を取り上げて検討していきたい。

狩谷掖斎が著した『本朝度量權衡攷』は、「本朝度攷」「本朝量攷」「本朝權衡攷」の三巻および附録三巻五編から成っている。このなかの『本朝度攷』は、織物の寸法についてつぎのように記述している。

【史料一⁵⁹】

寛永三年（一六二六）に布帛の長さ広さを定められしに、曲尺を用ひられ、

（中略）

寛文四年（一六六四）、再命せられしにも、曲尺にて定められたれば、

（中略）

関東にも、官には呉服尺は用ひられざりしなり。然れども民間にて呉服尺を便とせしかば、

寛永四年（一六二七）八月に作りし吉田光好（由）が『塵劫記』に、「きぬもめんの丈尺と云ふことは、大工のかねに一尺二寸を御ふくにて一尺と云ふ。もめん一たんに付き、ながさは二丈五尺なり。きぬ一たんと云ふは、長さ二丈八尺有り」と云へり（呉服尺の二丈五尺は、曲尺の三丈。

呉服尺の二丈八尺は、曲尺の三丈三尺六寸なり）。是くの如く、呉服尺にて度りしを見れば、此の頃、民間にて布帛を度るは、専ら此の尺を用ひし事知るべし。

寛文五年（一六六五）より呉服尺にて端匹を度る事に改め定められしならん。

『玉露叢話』（『玉露叢』卷一八）に、「寛文五年秋、絹布（木）綿布の丈を二丈六尺に定め給ふ」と云へり。呉服尺の二丈六尺は、曲尺の三丈一尺二寸なり。『版本和漢合運』にも、此の事を載せたり。

然らば曲尺にて布帛を度ることは、此の時より廃せしなるべし。

（中略）

其の後、呉服尺の五分譌長したるを鯨尺と云ひしならん。

（中略）

裁衣尺は、西土にても明より始まりて、それより前には、別ち用ふる事なし。況や皇国の古へ、此れ等の尺無かりしこと明らけし。

（中略）

されば、呉服尺・鯨尺等は、皆な後世、民間の私尺にして、官家の用に充つべき尺に非ず。今、高倉家の裁衣尺は鯨尺を用ひらると云へども、文化十二年（一八一五）、高倉永雅卿、江戸に下りし時、従ひ来りし山田錦所（以文）に依りて問ひ申ししに、彼の家にも古へは曲尺を用ひられしと答え給ひき。

（中略）

然らば、今鯨尺を用ひらるるは、衰頹の御代に古へを失はれしよりの事なるべし。今は文運盛にして、万事廃れたるを興し、譌れるを糾し、古へに復さるる時にしあれば、いかでも大尺を用ひられまほしきわざになん。

これによれば、民間では曲尺ではなく呉服尺・鯨尺を用いているという。なお、高倉家は、「古より天皇の衣装を製る役職を帯びていた」家柄である。ここで、「曲尺」「呉服尺」「鯨尺」という三種類のものさしがでてきたので、江戸時代のそれについて概観しておきたい。

長さや幅を規定するものさしに関しては小泉袈裟勝氏、一ノ宮一男氏、橋本万平氏らの研究がある。

小泉氏によれば、曲尺は建物に用いられ、「制度はなくとも正規の尺であったことはあきらか」、「曲尺には鉄製と竹製とあつて」とある。前田亮氏は、「江戸時代には金属製を『曲尺』とか『鉄尺』と言い、竹製より精巧と考えられてきたようです。ただ直角に曲がっているので曲尺と書くという説もあります」。「江戸時代に一番信用された物差しが曲尺」。「江戸時代までのもの作りでは、素材が違うと専門に加工する地域も職人集団も違います」と解説している。

橋本氏によれば、「江戸時代の尺で名前が文献に出て来るのは、曲尺のほかに、呉服尺と鯨尺である。しかしこの裁縫用に使われた両尺の中で、呉服尺は案外早く姿を消し、鯨尺が世間で使用され、現代にまで残っている」という。そして、呉服尺の初見は寛永四年刊行吉田光由の『塵劫記』、鯨尺については新井白石（一六五七～一七二五）著といわれる『律尺考驗』か寺島良安の『倭漢三才図会』（正徳二年、一七二二年）であり、曲尺の一尺二寸が呉服尺の一尺、同一尺二寸五分が鯨尺の一尺としている。ただし、呉服尺・鯨尺とも正確な基準がないなかで、幕府が「正確な長さを公定するには曲尺に

「よらねばならなかった」と結んでいる⁶⁴。

つぎに喜田川守貞は、『守貞謾稿』につぎのように記している。

【史料一二⁶⁵】

(前略)

寛永二年八月定製ス、絹紬一端三丈二尺幅一尺四寸、木綿一端三丈四尺幅一尺三寸、蓋曲尺也、曲尺三丈四尺ハ鯨尺ノ二丈七尺二寸也
寛文五年ノ秋再製ス、絹布ノ長サ二丈六尺ヲ一端トス、今俗ニ端ヲ一匹ト云也、一端二丈六尺ハ和銅年中ノ王制ニ復スノ意 武人云二丈六尺ハ下民ノ服法ニテ長袖高貴ノ制ニ非ズ、蓋今俗ニ端ヲ匹ト云、一匹ハ貴人官服一ケノ料也、賤民ハ一匹ヲ以テ一端々夫婦着衣故ニ匹夫正婦ト云

これによれば、二丈六尺は高費用ではないという。

以上、第三番目の課題を見てきた。総合すると、徳川幕府は、寛永三年令や寛文四年令を公布するにあたり、古より使用され長さが確かな曲尺で公布せざるを得なかった。しかし、寛文四年令のち民間では、曲尺は建物用ゆえ不便とし、民間で裁縫尺として流通していた呉服尺に読み換えられたいと思われる。この読み替えが製織の現場などに定めとして広がっていき、それが例えば、浜松藩都田村の庄屋職金原家の記録である「都田村年代手鑑」の寛文五年の項にも記録されたものと考ええる。これが狩谷棧齋の「関東にも、官には呉服尺は用ひられざりしなり。然れども民間にて呉服尺を便とせしかば」「寛文五年（一六六五）より呉服尺にて端匹を度る事に改め定められしならん」に該当しよう。呉服尺の二丈六尺は曲尺の三丈一尺二寸になり、寛文四年令の三丈四尺よりも短くなってしまふ。しかし、そこは喜田川守貞のいうように、「武人云二丈六尺ハ下民ノ服法ニテ」であり民衆には三丈四尺は必要でなかったと考えられる。

おわりに

第一の課題は、各種法令集に見られる寛永二年令・寛永三年令・寛永八年令・寛永一三年令・寛文四年令について史料批判することであった。その結果、『守貞謾稿』が寛永二年令を取り上げているものの、寛永三年令と相互に関連させて見た場合、寛永三年令一本として公布されたものと考えた。寛永三年令の適用対象・範囲についてはさらなる調査が必要かと思われる。寛永八年令については、公布されたか否か定かにはできなかった。寛永一三年令は公布されなかったものと考えた。寛文四年令は、添書の内容の検証、幕府側・藩側・町触にその存在が認められたことから全国令であることを確認した。

第二の課題である各藩の対応については、絹の場合、金沢藩や会津藩で順守しようとする強い意図が見られた。木綿の場合、浜松藩では、当初は順守されていたようであるが、宝暦期に統制の乱れが現れ始めた。幕府の権威や法令による統制力をどのように考えればよいのかなどさらなる検討を要することとした。

第三の課題である寛文五年の定めについては、各種法令集および金沢藩や会津藩でもその公布を確認し得ていない。しかしながら、寛永五年に百姓への衣服規制が定められた。ことから、この頃には絹・紬・木綿の需要が民間に広がっていたと考えられる。そして、民間では裁縫尺として呉服尺が使用されていた。そのため、寛文四年令が、民間の製織や衣服の需要にも合わせた丈尺幅に読み替えられたものと推測した。その後、呉服尺に代わって鯨尺が汎用されるようになっていった。寛文四年令と寛文五年の二丈六尺といった民衆用の丈尺幅と二通りの規格が流通していたようにも見受けられる。

織物寸法統制令は、近世前期に公布されて以降は見いだし得ない。すなわ

ち、近世前期の流通政策では統制できない社会・経済状況になっていることを示しているといえよう⁶⁷。

第一、第三の各課題、例えば幕府直轄領の村々の御用留に寛永二年令や寛永三年令が記録されているのかなど十分に論証できなかった点等については今後の課題とせざるを得ない。

以上

凡例

- 一 本文中、年の表示は、和暦（西暦）とした。なお、二けたの年月日表示については、一〇、一一、二〇などを原則とし、史料や引用文中において十、十一、廿などとされているものはそれに従った。
- 二 「順守」を原則とし、史料や引用文において「遵守」とされている場合はそれに従った。

¹ 高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』（岩波書店、一九三四年）、同編『御触書宝暦集成』、同編『御触書天明集成』、同編『御触書天保集成』、石井良助編『近世法制史料叢書（第二）』（弘文堂書房、一九三九年）など。
² 小倉宗一『近世の法』（『岩波講座 日本歴史 第一二巻（近世三）』岩波書店、二〇一四年）一七三頁。
³ 村上直『江戸幕府文書 法令・布達』（『日本古文書学講座 第六巻（近世編Ⅰ）』雄山閣出版、一九七九年）九三頁。
⁴ 澤登寛聡「家綱政権の織物統制と木綿改判制度の成立」関東および関東近国の商品流通と幕藩関係」（同著『江戸時代自治文化史論』法政大学出版

局、二〇一〇年、初出は、『法政史論』第一〇号、一九八二年）。このなかで、織物の寸法統制令について「幕府にとって木綿・絹織物に対する統制が、衣服が身分制支配の可視標識として機能していた点を考えれば、極めて重要な意義を持った」と述べている。

⁵ 司法省蔵版 法制史学会編 石井良助校訂『徳川禁令考』前集第六（創文社、一九五九年）。「明治初年司法省によって編纂された江戸幕府法制史料集。司法卿大木喬任の命によって、司法属菊池駿助が編纂にあたり、明治十一年（二八七八）から十七年までに、前聚首巻から巻十九まで、ついで後聚首巻から巻十三まで、合計三十五冊が順次出版された。以後編纂者が交替し、明治二十七年から二十八年にかけて、あらためて前聚六十二巻六帙、後聚四十巻四帙、合計十帙（十冊）が刊行された。前聚を『徳川禁令考』、後聚を『徳川禁令考後聚』と呼んだ。「史料は幕府引継書を中心としており、特にその構成・体裁・史料とも宮崎成身の手による『教令類纂』に負っている」（『国史大辞典』）。

⁶ 西村綏子「江戸時代幕府法における衣服規制の変遷」『岡山大学教育学部研究集録』第四八号、一九七八年。なお、同氏は、『徳川禁令考』三七六一の発令日について寛永五年二月九日としている。

⁷ 前掲註四 澤登論文。

⁸ 前掲註六 西村論文。

⁹ 藤井美穂子「結城（水野）藩の経済政策」『茨城県史研究』五〇号、一九八三年。同「織物寸法統制令をめぐって」『日本歴史』四四五号、一九八五年）。

¹⁰ 拙稿「近世における絹織物丈尺幅一件の構造——都市呉服問屋と生産農家の相克」『法政史論』第四四号、二〇一七年）。

¹¹ 酒造制限令について史料批判を行った藤井譲治「幕藩制前期の幕令——酒造制限令を素材に」『日本史研究』一七〇、一九七六年）の手法に学びたい。

¹² 内閣文庫所蔵史籍叢刊 第四〇巻 『憲教類典（四）』（汲古書院、一九八四年）。「近藤重蔵の編纂になるもので、寛政元年（一七八九）重蔵十九歳の時より着手し、同十年（一七九八）には完成していた」「慶長以来寛政までの幕府の法令を編纂したもの」（同解題より）。

¹³ 前掲書五 『徳川禁令考』三七六一、引書は公儀御法度。

¹⁴ 石井良助編『近世法制史料叢書（第二）』三七七（弘文堂書房、一九三九年）。「江戸時代前期の私撰の江戸幕府法令集。三十七巻。収める法令は慶長二年（一五九七）より元禄九年（一六九六）までである」「ある写本によれば、正徳元年（一七一）藤原親長なる者の編纂にかかるという」「通常、『御当家令条』の名で呼ばれるが、『令条記』『令条』とも称されている。原名は『令叢』だったようである。江戸時代前期の幕府法研究上の重要資料」（『国史大

辞典』。

1。内閣文庫所蔵史籍叢刊 第一卷 『東武実録(一)』(汲古書院、一九八一年)。「元和二年(一六一六) 徳川家康死去から寛永九年(一六三二) 徳川秀忠死去の年末までを、編年体片仮名交り文(写本によつては平仮名交り文)で記述した秀忠の事蹟録。松平忠冬撰。四十巻十七冊。史料に忠実であるが出典註記はない」天和三年(一六八三)十二月徳川綱吉の命によつて起草し、翌貞享元年(一六八四)十一月に浄書終了し、十二月三日献上した「忠冬は松平家忠の流れの深溝松平氏で忠隆の次男、当時寄合であつた」『東武実録』の献上本は散逸して現存しないが、伝写本は内閣文庫ほかに多い」『国史大辞典』。「忠冬は所蔵の古文書、古記録に基づいて、秀忠の事蹟を年代順、客観的に記述した」(同解題より)。

1。前掲註二『憲教類典(四)』。

17。内閣文庫所蔵史籍叢刊 第二二巻 『教令類纂 初集(二)』(汲古書院、一九八二年) 編者は宮崎成身。「本書は私撰の幕府法令集である」。「自序によると本書の初集(二〇七巻)は慶長年間(一五九六—一六一四)より正徳五年(一七一五)まで、二集(二二五巻)は享保元年(一七一六)より天明六年(一七八六)までの、幕府法令を編纂したものである」。「法令集として本書の優れた特色の一つは、法令の末尾に典拠した書名を示したことである。また慶長より寛永(一六二四—一六四三)ころまでの法令には、諸書により異同が少なくない。そのため本書は参照した諸本の成立時の新旧にとらわれず、編者成身自身が善本とみなしたものによることとし、さらに諸本の異同を注記し、校訂に使用した書名を明記している。このような学術的な編集態度は、他の法令集には見られないところであつて、幕府前・中期の重要な法令集としての本書の価値を高めるものである」。「本書初集とほぼ同じ時期の法令を編輯した官撰の『御触書寛保集成』とを比較し、本書の特色を明らかにしてみたい。まず、本書は『御触書寛保集成』よりも収録した法令数の多いことが挙げられる」(同書解題より)。

18。黒板勝美編『新訂増補国史大系 第三九巻』徳川実紀第二編(国史大系刊行会、一九三〇年)。「江戸幕府將軍の事歴を中心に叙述した史書」。「その拠るところを幕府の日記・諸記録、編纂物に求め、主観をばさまず史料を忠実に記載する方法を採っている」(『国史大辞典』)。「徳川実紀」の編纂事業は、林大学頭衡(以下述斎)の建議を契機とし、述斎を事業統括者、奥儒者成島司直(以下司直)を編纂主任とし、文化六年二月に起稿されている。実作業の中心は司直であつた「天保十四年の献上に至るまでの作成過程の全体像を示す資料としては、まとまつたものはない」(小宮木代良『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館、二〇〇六年、一〇六—一〇七頁)。

19。内藤耻叟『徳川一五代史(二)』(新人物往來社、一九八五年)。「江戸幕

府の政治に関する編年体の史書」。「内容は、徳川家康が將軍に補任された慶長八年(一六〇三)二月から文久元年(一八六一)十二月の和宮降嫁までを和文で記述」。「耻叟はもと水戸藩士で、本書は幕府を中心とした立場からする歴史叙述であるとともに、二千余部と称する文献に基づき、特に幕府が布告した法令などの原文を収載している点で、史料集としての価値がある」(『国史大辞典』)。

20。前掲註一 藤井論文。なお、小宮木代良『江戸幕府の日記と儀礼史料』(吉川弘文館、二〇〇六年)も参照。

21。前掲註一七 『教令類纂 初集(二)』。引書は、梶三本御制法、諸法度、令條記、旧令集、御触書、東武実録。

22。「紀年録」について、藤井讓治氏は『幕府日記』かとも思われるが、その所在を知ることができない」と述べている(前掲註一 藤井論文)。

23。前掲註四 澤登論文。水戸市史編さん委員会編『水戸市史 中巻(一)』(水戸市役所、一九六八年)四七七頁によれば、寛永三年令を「水戸藩もこれを遵守した」とあるが出典が記載されていない。

24。侯爵前田家編輯部『加賀藩史料』第一編(第十五編(一九二九—一九四三年)、天文七年から弘化四年までの諸事項を所収)と編外(一九三三年)からなる。さらに、財団法人前田育徳会による藩末編上・下(一九五八年、嘉永元年から明治四年までの諸事項を所収)がある。

25。橋本万平氏は、曲尺は奈良朝以来あつたとし、「その物差し材料が丈夫な鉄であつたために、目盛りの長さが変化することなく」と述べている(橋本万平『計測の文化史』朝日新聞社、一九八二年)三〇三頁)。

26。前掲註一五 『東武実録(二)』、『教令類纂』も寛永八年令を記載しているが引用が『東武実録』となつている。

27。前掲註五 『徳川禁令考』三七六二 引書 古今制度集。

28。高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)。「江戸幕府評定所の編集した幕府の法令集」(『国史大辞典』)。

29。前掲註一四 『近世法制史料叢書(第二)』三八七。

30。前掲註一二 『憲教類典(四)』。

31。前掲註一七 『教令類纂 初集(二)』。典拠は、旧令集、慶延令條、慶録記、正宝事録。

32。『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第一九巻 大成令(一)』(汲古書院、一九八二年)「寛永(一六二四—一四三)より寛保(一七四二—一四三)初年にいたるまでの、江戸幕府の諸法令を編纂したものである。江戸時代前半期の幕府法を輯録したものととして、『憲教類典』などとともに重要な法令集であり、法制史料として重要な価値をもつものである。そのため『徳川実紀』をはじめとして、広く引用されている」。「大成令」と『御触書寛保集成』の各項目の名称は一

つを除いて同一であり、その配列は諸本により若干の相違はあるが、大半は同じである（同書解題より）。

³³ 近世史料研究会編『江戸町触集成 第一巻』三九四（『正宝事録』三五五）（塙書房、一九九四年）。『正宝事録』、『正事集』、その他の史料からなる江戸町触集（同書解題より）。

³⁴ 『江戸幕府日記 第二編之三 寛文年録 第二巻』（野上出版、一九八九年）。「江戸幕府の諸役所で公務の内容を記録した日記類の便宜的な総称」「江戸幕府日記のうち、代表的なものは『御用部屋日記』と本丸および西ノ丸の『右筆所日記』であって、ともに將軍や世嗣の動静を中心として儀礼的な諸行事の内容を巨細に記し、人事・法令などに及んでいる」「最も著名な一群は『柳営日次記』の内題をもつ七百七十一冊の本で、その外題は単に『年録』と題する」（『国史大辞典』）。

³⁵ 前掲註二八 『御触書寛保集成』九二二。

³⁶ 前掲註一 藤井論文。

³⁷ 家世実紀刊本編纂委員会編『会津藩 家世実紀 第二巻』（吉川弘文館、一九七六年）。『会津藩 家世実紀』は、「寛永八年から文化三年まで、全二百七十七巻に収められ」（序文より）、「初代藩主保科正之から、七代藩主容衆に至る会津藩歴代の正史である」（解題より）。

³⁸ 前掲註二四 『加賀藩史料』第四編（一九三一年）寛文四年九月四日条。

³⁹ 前掲註四 澤登論文。

⁴⁰ 児玉幸多編『体系日本史叢書一 産業史Ⅱ』（山川出版社、一九六五年）二八六頁。

⁴¹ 『石川縣絹業史』（石川縣織物検査所、一九三七年）四三〜四五頁。

⁴² 前掲註二四 『加賀藩史料』第四編 寛文四年九月四日条。

⁴³ 小幡立信 通称左京・宮内、父没後その禄一万六百五十石を襲ぐ。長連 通称九郎左衛門、加賀藩八家長家初代。本多政長 通称佐馬助・安房、加賀藩八家本多家第二代（家臣人名事典編纂委員会編『三百藩家臣人名事典第三巻』新人物往来社、一九八八年）。

⁴⁴ 加賀金沢藩士、六百石（『国書人名辞典 第三巻』（岩波書店、一九九六年）三〇三頁）。

⁴⁵ 前掲註二四 『加賀藩史料 第四編』寛文五年八月三日条。

⁴⁶ 前掲註四 澤登論文。

⁴⁷ 前掲註二四 『加賀藩史料 第四編』天和二年十月二八日条。

⁴⁸ 前掲註四一 『石川縣絹業史』四四頁。なお、前掲註二四『加賀藩史料 第二編』（加賀古文書 寛永一四年三月廿五日条には、「加賀能美郡小松町の製絹検査を行ふ者の給銀に就いて前田孝成に令す」とある。

⁴⁹ 浜松市役所編『浜松市史 史料編四』一四六頁。「伊場村御用書留帳」（伊

場村庄屋岡部次郎兵衛の書留）。なお、解題によれば、「岡部家には、現在、宝暦二年から、九年をのぞき、宝暦十二年までの『御用書留帳』がある」。

⁵⁰ 前掲註四 澤登論文。なお、同論文では関東諸藩として、水戸藩・下館藩・土浦藩における織物寸法統制と木綿の改判制度の成立について検討されている。

⁵¹ 山本又六『遠江織物史稿』（遠江織物史稿刊行会、一九六六年）一二四頁。

⁵² 佐々木信三郎『西陣史』（思文閣出版、一九三二年）一〇三頁。同書は寛文五年の典拠を『十三朝紀聞卷三』『工芸志料徴卷二』としている。

⁵³ 秩父郡教育会編『埼玉縣秩父郡誌』（秩父郡教育会、一九二五年）一八五頁。

⁵⁴ 大蔵省編『日本財政経済史料 卷二』（財政経済学会、一九三二年）二七六頁。

⁵⁵ 金子光晴校訂『増訂武江年表二』東洋文庫一六（平凡社、一九六八年）六九頁。

⁵⁶ 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成二二』（吉川弘文館、一九七四年）四三七頁。

⁵⁷ 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成別巻 嬉遊笑覧一』（吉川弘文館、一九七九年）二二七〜二八頁。

⁵⁸ 濱松市役所編『濱松市史 史料編二』（濱松市役所、一九五九年）一九二頁。同解説によれば、「天正年間から嘉永元年（一八四八）にいたる三百年間にわたり、金原家を中心として村役人の動静、祭祀、農作、土俗、三方原入会紛争をはじめ、村内の些細なできごとをいたるまで、これを簡明に摘記したもので、この地方の村落の推移の概要を知るためにも、また庶民史料としても興味ふかいものである」「原本はその用紙が文化十年の宗門改帳を裏返しで用いているので、おそらくなんらかの理由によって、文化年中書き改めたものである」と。

⁵⁹ 富谷至校注『本朝度量権衡攷二』東洋文庫五三七（平凡社、一九九一年）五七〜六〇頁。同『本朝度量権衡攷二』東洋文庫五四六の解説によれば、狩谷掖斎は、安永四年（一七七五）十二月一日生まれ。「考証学とは、思弁哲学・観念哲学の対極に位置し、広く資料を蒐集し、厳密な証拠に基づいて実証的に研究する実事求是の学である。この定義に従えば、確かに掖斎の学は考証学に属するといつてよい」としている。

⁶⁰ 前掲註二五 橋本著書 三一〇頁。

⁶¹ 小泉袈裟勝『度量衡の歴史』（原書房、一九七七年）。一ノ宮一男「江戸時代前期における度量衡研究史」（『科学史研究』第二期、第一七巻、一二六号、一九七八年）。前掲註二五 橋本著書。

⁶² 前掲註六一 小泉著書 三五頁。

⁶³ 前田亮「織物の勝手口」③ 曲尺と鯨尺（帝塚山短期大学織物文化研究会編『はた』一号、一九九四年）。

⁶⁴ 前掲註二五 橋本著書 三〇三〜三二六頁。

⁶⁵ 国立国会図書館デジタルコレクション『守貞謄稿』卷十八。

近世風俗志 「喜田川季壯（守貞）の著わした、主として江戸時代の風俗に関する考証的随筆。原書名は『守貞謄稿』。前集三十卷、後集四卷、追補一卷、計三十五卷の大著であるが全部は伝わらず、国立国会図書館蔵本が、前集の卷二および十七を欠くが最もよく揃っている」（『国史大辞典』）。

⁶⁶ 千葉真由美「近世の百姓と衣服」（渡辺尚志編『生産・流通・消費の近世史』勉誠出版、二〇一六年）。

⁶⁷ 近世中期になると、水戸藩には各地から無判木綿が城下に流入して売買され織物寸法統制の乱れが見られるように変化していった（水戸市史編さん委員会編『水戸市史 中巻（一）』（水戸市役所、一九六八年）四八〇頁）。前掲註四 澤登論文は、明和六年の「木綿尺改一件」、天明元年六月晦日「反物糸木綿等改所相立候二付御触書」をして、新たな段階に到達していると述べている。

表一 織物寸法統制令一覧

年月日	徳川禁令 考卷56(前 集6)	御触書寛 保集成	御当家令 條	東武実録	憲教類典	教令類纂	大成令	江戸町触 集成	江戸幕府日記		徳川実紀	徳川十五 代史	金沢藩	会津藩	
									柳営日記	姫路酒井 家本					
寛永2年(1625)8 月27日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	
寛永3年(1626) 12月7日	<input type="checkbox"/> ○(No.3761、 引用:公儀 御法度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ○(No.377)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ○(引用: 東武実録 他)	<input type="checkbox"/>	-	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ○(大猷院殿御 実紀巻8)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	
寛永8年(1631)4 月18日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ○(引用: 東武実録)	<input type="checkbox"/>	-	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ○(大猷院殿 御実紀巻17)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	
寛永13年12月7 日	<input type="checkbox"/> ○(No.3762、 引用:古今 制度集)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
寛文4年(1664)7 月13日	<input type="checkbox"/> ○(No.3764、 引用:御当 家令條)	<input type="checkbox"/> ○(No.922)	<input type="checkbox"/> ○(No.387)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ○(引用: 旧令集・慶 延令條・慶 録記・正宝 事録)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ○(No.394: 7月12日)	<input type="checkbox"/> ○(8月3 日)	-	<input type="checkbox"/> ○(藏有院殿 御実紀巻29:8 月3日)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ○(9月4 日)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
寛文5年(1665)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(註) ○ 記載あり
□ 記載なし
- 記載期間対象外

表二 寛永三年の織物寸法統制令

徳川禁令考*1	御当家令條*2	東武実録*3
<p>寛永五辰年二月九日 織物寸尺之定 定 一絹袖之事、巻端二付、長大工かねにて三丈四尺幅巻尺四寸、 一布木綿之事、巻端二付、長大工かねにて三丈四尺幅巻尺三寸、 右織物之寸尺、如此御定之上ハ、長幅不足絹布売候におゐてハ、来年四月朔日より見合候もの可取之者也、 寛永三年寅十二月七日 引書 公儀御法度</p>	<p>三七七 定 〔四、原本「貳」〕 一絹袖之事、巻端二付、長大工かねにて三丈四尺、幅巻尺四寸、 一布木綿之事、巻端二付、長大工かねにて三丈四尺、幅巻尺三寸、 右織物之寸尺如斯御定之上ハ、長幅不足之絹布売候におゐてハ、来年四月朔日より見合候もの可取之者也、 寛永三也寅十二月七日</p>	<p>定 一絹袖之事 巻端二付而長大工かねニ而三丈四尺 ハハ巻尺四寸 一布木綿之事 巻端二付而長大工かねニ而三丈四尺 ハハ巻尺三寸 右織物之寸尺如此御定之上長ハ、 不足之絹細布木綿売候におゐてハ 来年四月朔日より見合候もの 可取之者也 寛永三年寅十二月七日</p>
<p>寛永三丙寅年十二月七日 定 一絹袖之事巻端二付大工かねにて三丈四尺幅巻尺四寸 一布木綿之事巻端二付長大工かねにて三丈四尺幅巻尺三寸 右織物之寸尺如此定之上者長幅不足之絹布売候におゐてハ来年四月朔日より見合候者 可取之者也 寅十二月七日</p>	<p>教令類纂*5 寛永三丙寅年十二月十七日 定 一絹袖之事 巻端二付而長大工かねニ而三丈四尺幅巻尺四寸 一布木綿之事 巻端二付而長大工かねニ而三丈四尺ハハ巻尺三寸 右織物之寸尺如此御定之上者長ハハ 不足之絹細布木綿売候ニおゐてハ来年四月朔日ハ見合候もの可取之者也 寛永三年寅十二月七日 右條令 格三本御制法 令條記 諸法度 御触書 東武実録 旧令纂</p>	

*1 司法省蔵版 法制史学会編 石井良助校訂『徳川禁令考』前集第六（創文社、一九五九年）。

*2 石井良助編『近世法制史資料叢書 〔第二〕』（弘文堂書房、一九三九年）。

*3 『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第一卷 東武実録（一）』（汲古書院、一九八一年）。

*4 『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第四〇卷 憲教類典（四）』（汲古書院、一九八四年）。

*5 『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第二二卷 教令類纂 初集（二）』（汲古書院、一九八二年）。

表三 寛文四年の織物寸法統制令

<p>寛文四年七月十三日 反物寸尺之定</p> <p>一 絹細之儀、帛端付、大工かねにて長三丈四尺、幅壹尺四寸たるへき事、 一 布木綿之儀、帛端付、大工かねにて長三丈四尺、幅壹尺三寸たるへき事、 右之通、從此以前被相定之処、近年猥に在之間、向後書面之寸尺より不足に織出す輩あらハ、曲事たるへし、 来巳年秋中より改之、不足之分見出し次第、可取之間、 於諸国在々所々可存其趣者也 寛文四年七月十三日 引書 御当家令條</p>	<p>九二二 寛文四辰年七月</p> <p>一 絹細之儀、帛端二付大工のかねにてたけ三丈四尺、 幅壹尺四寸たるへき事、 一 布木綿之儀、帛端二付大工のかねにてたけ三丈四尺、 幅壹尺三寸たるへき事、 右之通、此以前より被相定之処、近年みたりに有之間、 向後書面之寸尺より不足に織出すともから於有之は、 可為曲事、来巳歳秋中より改之、不足之分見出し次第 可取之間 諸国在々所々におゐて可存其趣者也、 七月</p>	<p>御当家令條 * 3</p> <p>三八七 一 絹細之儀、帛端に付、大工かねにて長三丈四尺、 幅壹尺四寸たるへき事、 一 布木綿之儀、帛端に付、大工かねにて長三丈四尺、 幅壹尺三寸たるへき事 右之通、從此以前被相定之処、近年猥有之間、向後書 面之寸尺より不足に織出す輩あらハ、曲事たるへし、 来巳年秋中より改之、不足之分見出し次第可取之間、於 諸国在々所々、可存其趣者也、 寛文四也辰七月十三日</p>
<p>寛文四甲辰年七月十三日</p> <p>一 絹細之儀、帛端二付大工のかねにて長三丈四尺 幅壹尺四寸たるへき事 一 布木綿之儀、帛端に付大工のかねにて長三丈四尺 幅壹尺三寸たるへき事 右之通、此以前より被相定之処、近年猥に有之間 向後書面之寸尺より不足に織出す輩あらば 可為曲事、来巳年秋中より改之、不足之分見出し次第 可取之間 於諸国在々所々其趣可存者也 辰年七月十三日</p>	<p>寛文四甲辰年七月十三日</p> <p>一 絹細之儀、帛端二付大工のかねにて長三丈四尺 幅壹尺四寸たるへき事 一 布木綿之儀、帛端二付大工のかねにてたけ三丈四尺 幅壹尺三寸たるへき事 右之通、此以前より被相定候処、近年猥二有之間 向後書面之寸尺より不足に織出す輩於有之者 可為曲事、来巳年秋中より改之、不足之分見出し次第 可取之間、諸国在々所々におゐて可存其趣者也 辰年七月十三日 旧令集 慶延令條 令條留 慶録記 正宝事録</p>	<p>大威令 * 6</p> <p>寛文四辰年七月</p> <p>一 絹細之儀、帛端に付大工のかねにてたけ三丈四尺 幅壹尺四寸たるへき事 一 布木綿之儀、帛端に付大工のかねにてたけ三丈四尺 幅壹尺三寸たるへき事 右之通、此以前より被相定之処、近年みたりに有之間 向後書面之寸尺より不足に織出すともから於有之者 可為曲事、来巳年秋中より改之、不足之分見出し次第可取之間 諸国在々所々におゐて可存其趣者也 七月十三日</p>
<p>寛文四年八月三日</p> <p>一 絹細之儀、一端二付大工のかねにて長三丈四尺 幅壹尺四寸たるへき事 一 布木綿之儀、一端二付大工のかねにて長三丈四尺 幅一尺三寸たるへきこと 右之通、此以前より被相定之処、近年猥二有之間 向後書面之寸尺より不足に織出す輩於有之者可為曲事、 来巳年秋中より改之、不足之分見出し次第可取之間 諸国在々所々におゐて可存其趣者也 寛文四年八月三日</p>	<p>寛文四年辰七月十二日</p> <p>一 絹細之事、大工かね二而たけ三丈四尺、幅壹尺四寸 一 布木綿之事、大工かね二而たけ三丈四尺、幅壹尺三寸 右之通、跡々より御定之所、近年猥二有之候間、 向後此寸尺より不足に織出すにおゐてハ可為曲事、 来巳ノ秋より改之、不足之分見出し次第 可取上之旨可相触候間、可存其趣者也 右之趣被仰申渡、御定之寸尺より外相背商売仕聞敷 旅人汁付等送申渡、御定之寸尺より外相背候ハ、如何様之 急度申候、此旨相守可申候、若相背候ハ、如何様之 曲事二も可被仰付候、為後日、町中連判手形指上申候、仍如件 寛文四年辰七月十二日 町中連判</p>	<p>江戶町触集 * 8</p> <p>三九四 (三五五)</p> <p>一 絹細之事、大工かね二而たけ三丈四尺、幅壹尺四寸 一 布木綿之事、大工かね二而たけ三丈四尺、幅壹尺三寸 右之通、跡々より御定之所、近年猥二有之候間、 向後此寸尺より不足に織出すにおゐてハ可為曲事、 来巳ノ秋より改之、不足之分見出し次第 可取上之旨可相触候間、可存其趣者也 右之趣被仰申渡、御定之寸尺より外相背候ハ、如何様之 急度申候、此旨相守可申候、若相背候ハ、如何様之 曲事二も可被仰付候、為後日、町中連判手形指上申候、仍如件 寛文四年辰七月十二日 町中連判</p>

* 1 司法省蔵版 法制史学会編 石井良助校訂『徳川禁令考』前集第六 (創文社、一九五九年)。
 * 2 高柳實三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)。
 * 3 石井良助編『近世法制史料叢書【第一】』(弘文堂書房、一九三九年)。
 * 4 『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第四〇巻 憲教類典 (四)』(汲古書院、一九八四年)。
 * 5 『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第二九巻 教令類纂 初集 (二)』(汲古書院、一九八二年)。
 * 6 『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第一九巻 大成令 (一)』(汲古書院、一九八二年)。
 * 7 『江戸幕府日記 第一編之三 寛文年録 第二巻』(野上出版、一九八九年)。
 * 8 近世史料研究全編『江戸町触集 第一巻』(瑞書房、一九九四年)。